

# 感染再拡大防止に向けた対策（令和3年3月18日）

## 1 感染再拡大防止に向けた要請等について

- (1) 区域 県内全域（但し、②の営業時間短縮要請は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）  
 (2) 期間 3月8日から3月31日まで  
 (3) 内容

① 外出自粛等：感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カフェ店など）の利用の自粛を要請

- ・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請
- ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」を要請

② 施設の使用制限〔継続〕：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の飲食店等に対し、5時から21時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から20時30分まで）を要請

※協力金 支給額：1日あたり4万円／店舗×時短営業日数（定休日を除く）  
 また、県全域に業種別ガイドラインの遵守を要請

③ イベントの開催制限〔継続〕：

区分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提 ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)
大声での歓声・声援等を想定 ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	50%以内	のいずれか大きい方

④ 出勤抑制〔継続〕：「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの推進を要請

## 2 医療検査体制等について

(1) 新型コロナワクチン接種について（県接種スケジュール（想定））

対象者		2月	3月	4月	5月	6月
先行接種	医療従事者 約1000人	開始 2月17日～				
優先接種	医療従事者 約19万人	開始：3月5日～ ※5月前半にはワクチン配分完了予定				
	高齢者 (65歳以上) 約168万人	試行：4月12日～ 本格化：4月26日～ ※6月末までにワクチン配分完了予定				

※左記以外の方は7月以降接種開始の見込み

(2) 回復者の「転院支援窓口」の継続設置について

2/3から設置している新型コロナウイルス感染症回復者の「転院支援窓口」を、令和3年度も、当面の間継続設置

(3) 新型コロナウイルス感染症変異株について

① 変異株陽性者への対応

- ・退院基準：症状軽快後24h経過後、24h以上間隔をあげ、2回のPCR検査等で陰性確認（当面の間）
- ・療養対応：無症状者等は、原則宿泊療養（医療機関の負担を考慮）

② 変異株の公表について

- ・厚労省：個別公表は3/7廃止。今後は毎水曜に都道府県別累計として公表（事例は原則、県が公表）
- ・県：事例公表はPCR検査陽性者について、週報を翌週木曜に発表

(4) 感染拡大の早期探知のためのモニタリング検査について

- ① これまでの実績 商店街（神戸市中央区）で実施（3/5～3/11）。回収数148、陽性3（3/16時点）  
 ② 今後の予定 商業施設（神戸市中央区）、2事業所（神戸市兵庫区、明石市）で実施予定

### (5) 高齢者施設の従事者に対する検査の実施

感染者多発地域に所在する施設の従事者に対し、全額公費で任意検査を集中実施

- ① 対象施設 重症化リスクの高い医療・介護を必要とする高齢者が長期入所する施設
- ② 対象地域 芦屋・伊丹・宝塚・加古川・加東・福崎・龍野・洲本保健所の管轄区域
- ③ 対象者 該当施設のうち、検査を希望する施設の従事者（約 11,000 人）
- ④ 実施期間 3/9～3/31
- ⑤ 検査実績 75 施設の 3,352 人に実施し、陽性 2 人（3/16 時点）

## 3 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針の修正内容について

### (1) 企画県民部関係

県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」（臨時的に 5 カ所開設）の開設期限を令和 3 年 3 月 19 日から令和 3 年 3 月 31 日に延長

【開設場所】本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎

### (2) 産業労働部関係

緊急事態宣言期間中の事業の一時停止を踏まえ、一時停止期間に相当する期間として、おみやげ購入券及びスキー場周辺宿泊割引の期間を 3 月末までに加えて、4 月末まで延長

#### ① 温泉地おみやげ購入券

概要 宿泊者におみやげ購入券進呈

(1 万円以上の宿泊で 2,000 円、5 千円以上の宿泊で 1,000 円)

実施期間 延長前：R2. 10. 31～R3. 3. 31 延長後：R2. 10. 31～R3. 4. 30

#### ② スキー場周辺宿泊割引

概要 但馬・播磨のスキー場周辺地域の宿泊割引 2,000 円／人・泊

実施期間 延長前：R2. 12. 1～R3. 3. 31 延長後：R2. 12. 1～R3. 4. 30

### (3) 教育委員会関係

県立学校において、卒業式同様、入学式の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底することを追記

### (4) 県土整備部関係

#### ① 県立都市公園

県立都市公園における花見期間中の感染防止対策を次のとおりとする。

- 1 花見における飲酒の自粛を呼びかけるほか、花見関係のイベントの開催にあたっては、密にならないよう身体的距離を確保するなど感染防止策に注意を払う。
- 2 露店等については、業種別ガイドラインの順守など十分な感染防止対策を講じたもののみ認める。
- 3 例年、花見客が多く訪れる公園においては、グループ同士の間隔が密にならないよう、あらかじめ着座ポイントを一定間隔で地面に表示する対策を講じる。

#### ② 公共交通事業者への支援

公共交通事業者への支援のうち、「①バスにおける感染症防止対策への支援」及び「③地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援」は令和 3 年 3 月 10 日（水）を実績報告期限としているため、[受付終了]を追記。

## 県内の患者の発生状況

### 1 検査陽性者の状況（令和3年3月17日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）									
		入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
		中等症以下	重症	入院調整						
274,576	18,659	333	285	48	127	86	21	11	572	17,530
+1703	+74	+38	+33	+5	+14	+1	0	0	+6	+15

※下段は前日比

#### [検査内訳]

（単位：件） （単位：人）

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	80,650		80,650	6,750
	+245		+245	+28
民間検査機関等 （医療機関等）	143,473	50,453	193,926	11,909
	+1032	+426	+1458	+46
合計	224,123	50,453	274,576	18,659
	+1277	+426	+1703	+74

※医療機関等からの報告により集計

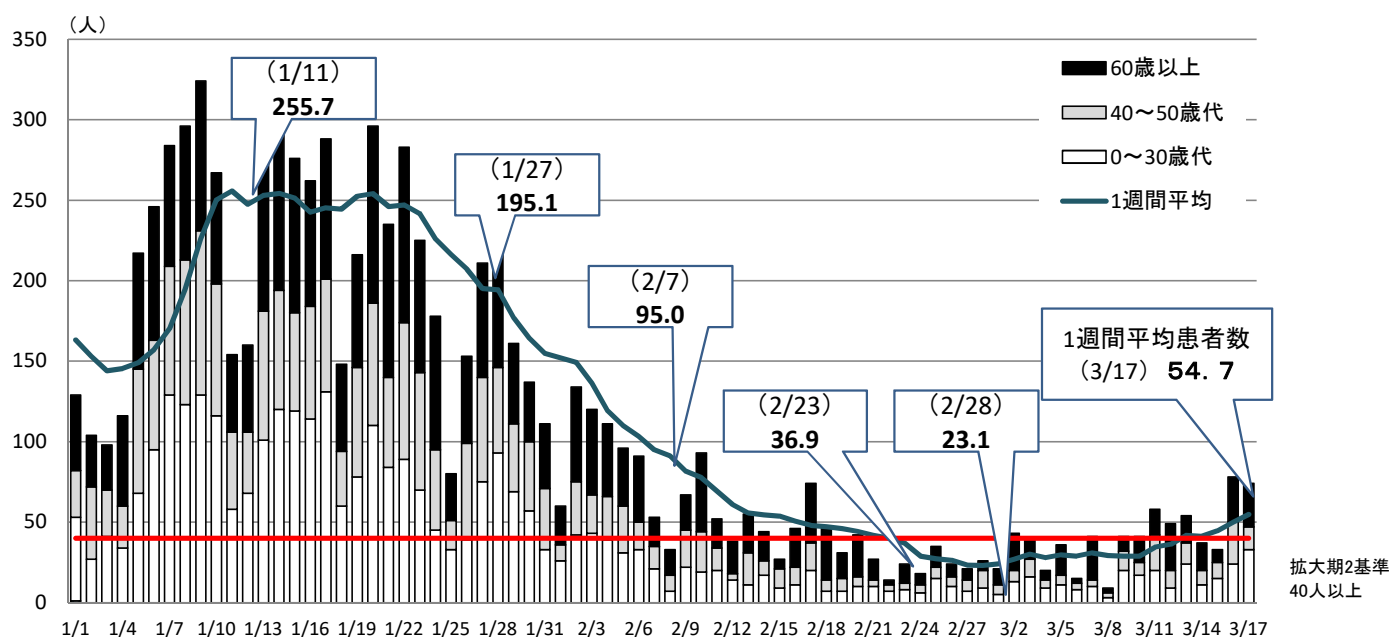
※下段は前日比

#### [入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	839	333	506	39.6%
うち重症対応	116	48	68	41.3%
宿泊	1,130	127	1,003	11.2%
合計	1,969	460	1,509	23.3%

### 2 11月1日から3月17日に発生した患者の状況（15,409人）

#### (1) 直近の患者推移



## (2) 患者の属性等

### ① 男女別患者数

区分	(11/1~3/17)		(3/11~3/17)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	7,666	49.8	176	46.0
女性	7,738	50.2	204	53.3
非公表	5	0.0	3	0.8
計	15,409	100	383	100

### ② 年齢別患者数

区分	(11/1~3/17)		(3/11~3/17)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	468	3.0	20	5.2
10代	1,045	6.8	23	6.0
20代	2,397	15.6	57	14.9
30代	1,678	10.9	36	9.4
小計	5,588	36.3	136	35.5
40代	2,104	13.7	57	14.9
50代	2,233	14.5	48	12.5
小計	4,337	28.1	105	27.4
60代	1,631	10.6	32	8.4
70代	1,754	11.4	48	12.5
80代	1,440	9.3	48	12.5
90代以上	634	4.1	14	3.7
小計	5,459	35.4	142	37.1
非公表	25	0.2	0	0.0
計	15,409	100	383	100

### ③ 職業別患者数

区分	(11/1~3/17)		(3/11~3/17)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
学生等	1,138	7.4	36	9.4
会社員等	5,051	32.8	89	23.2
自営業	504	3.3	8	2.1
無職	2,975	19.3	66	17.2
不明・調査中	5,741	37.3	184	48.0
計	15,409	100	383	100

### ④ 管轄保健所別患者数

区分	(11/1~3/17)		(3/11~3/17)		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	212	1.4	11	2.9	11.6
伊丹	1,211	7.9	48	12.5	12.6
宝塚	711	4.6	8	2.1	2.4
加古川	1,175	7.6	12	3.1	2.9
加東	485	3.1	3	0.8	1.1
中播磨	98	0.6	1	0.3	2.4
龍野	392	2.5	1	0.3	0.6
赤穂	84	0.5	0	0.0	0.0
豊岡	114	0.7	4	1.0	3.7
朝来	29	0.2	0	0.0	0.0
丹波	79	0.5	0	0.0	0.0
洲本	143	0.9	2	0.5	1.6
小計	4,733	30.7	90	23.5	—
神戸市	5,194	33.7	175	45.7	11.5
姫路市	1,435	9.3	26	6.8	4.9
尼崎市	1,923	12.5	43	11.2	9.5
西宮市	1,544	10.0	34	8.9	7.0
明石市	580	3.8	15	3.9	5.0
小計	10,676	69.3	293	76.5	—
合計	15,409	100	383	100	7.0

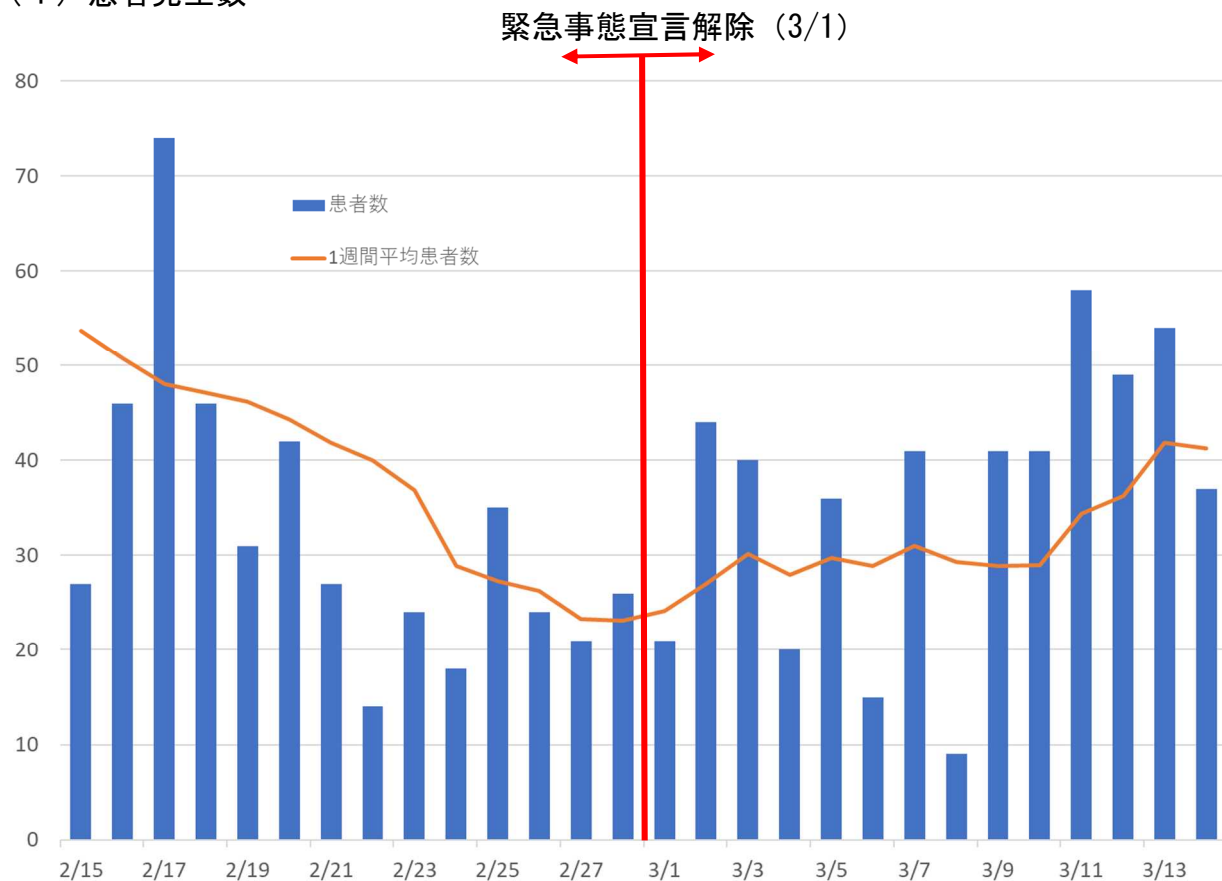
### ⑤ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

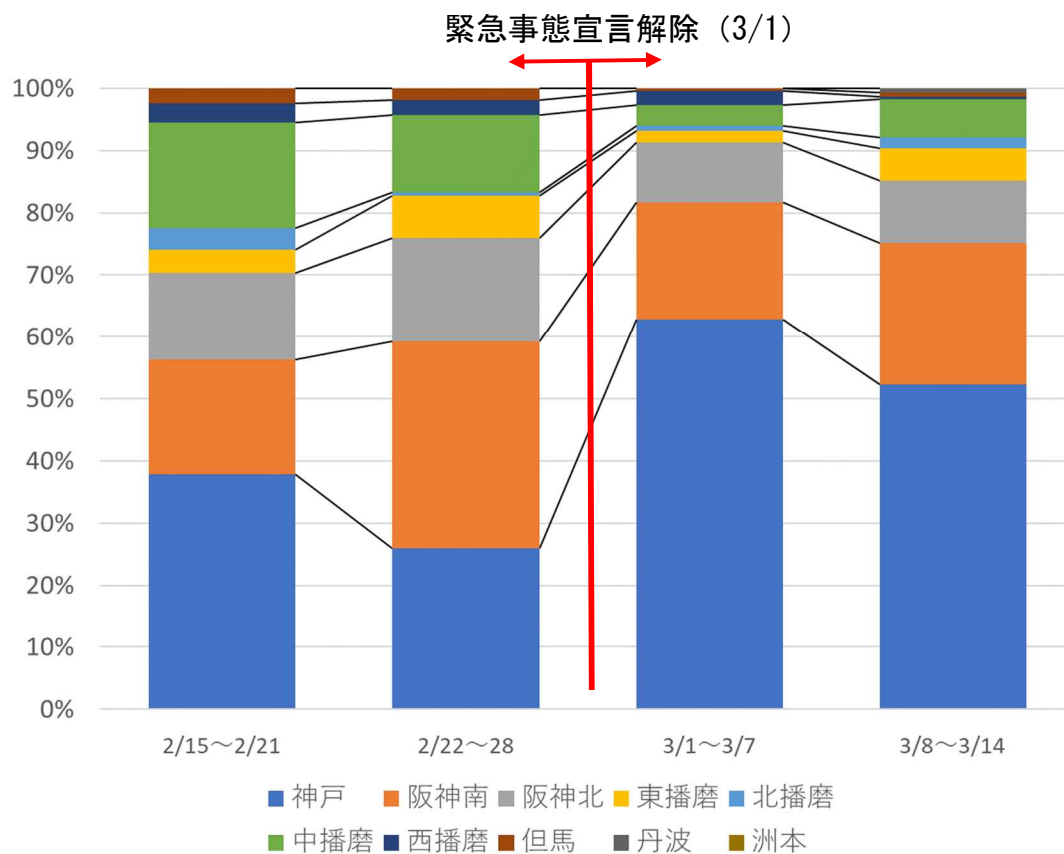
発生地	感染推定場所	(11/1~3/17)		(3/11~3/17)	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	135	1.4	5	2.2
	家庭	3,878	41.3	106	46.3
	職場・施設・学校等	953	10.1	24	10.5
	友人とのカワカ、談話等	455	4.8	23	10.0
	クラスター	3,620	38.5	69	30.1
	医療機関・施術所	(1,814)	(19.3)	9	(3.9)
	高齢者福祉施設等	(1,294)	(13.8)	34	(14.8)
	学校・園	(244)	(2.6)	14	(6.1)
	飲食店	(80)	(0.9)	0	(0.0)
	職場	(122)	(1.3)	0	(0.0)
	その他	(66)	(0.7)	12	(5.2)
小計	その他	171	1.8	1	0.4
小計		9,212	98.0	228	99.6
県外	飲食店	24	0.3	0	0.0
	職場・施設・学校等	78	0.8	0	0.0
	友人とのカワカ、談話等	32	0.3	0	0.0
	その他	52	0.6	1	0.4
小計		186	2.0	1	0.4
計		9,398	100.0	229	100.0
調査中		767		154	
不明		5,244			
合計		15,409		383	

### 3 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況（緊急事態宣言会解除の前後）

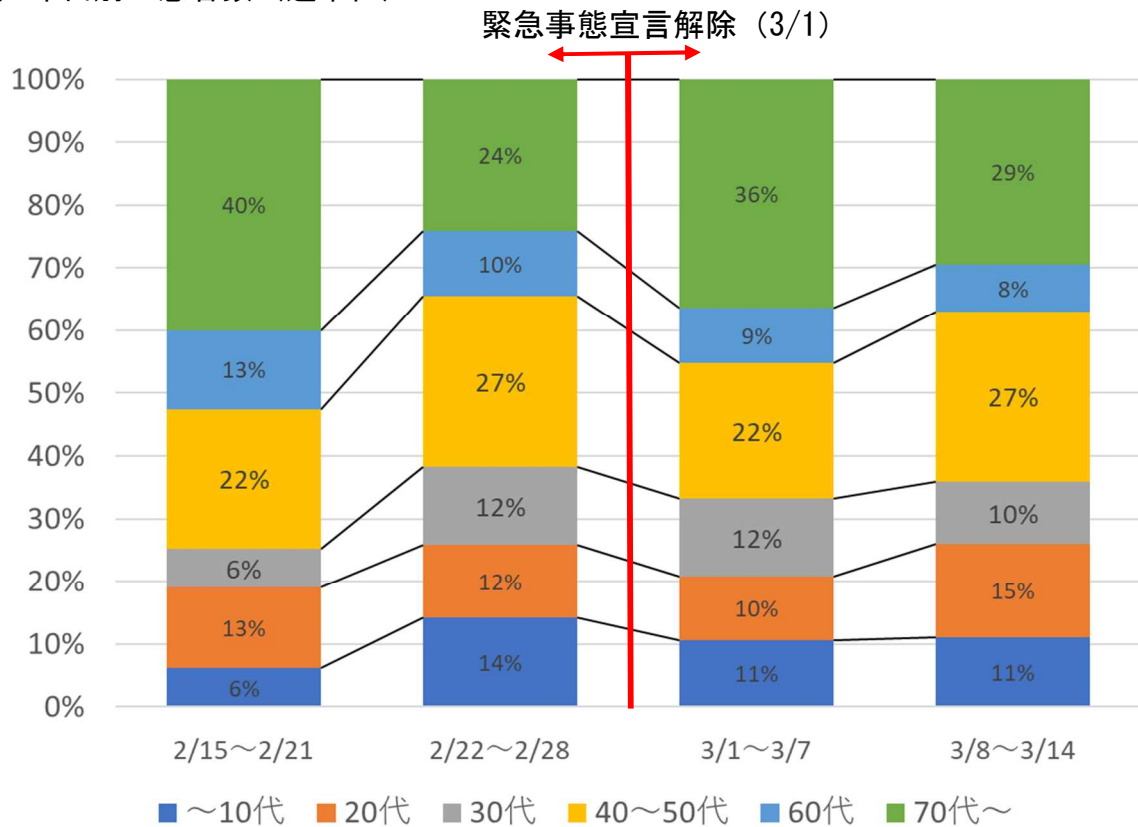
#### (1) 患者発生数



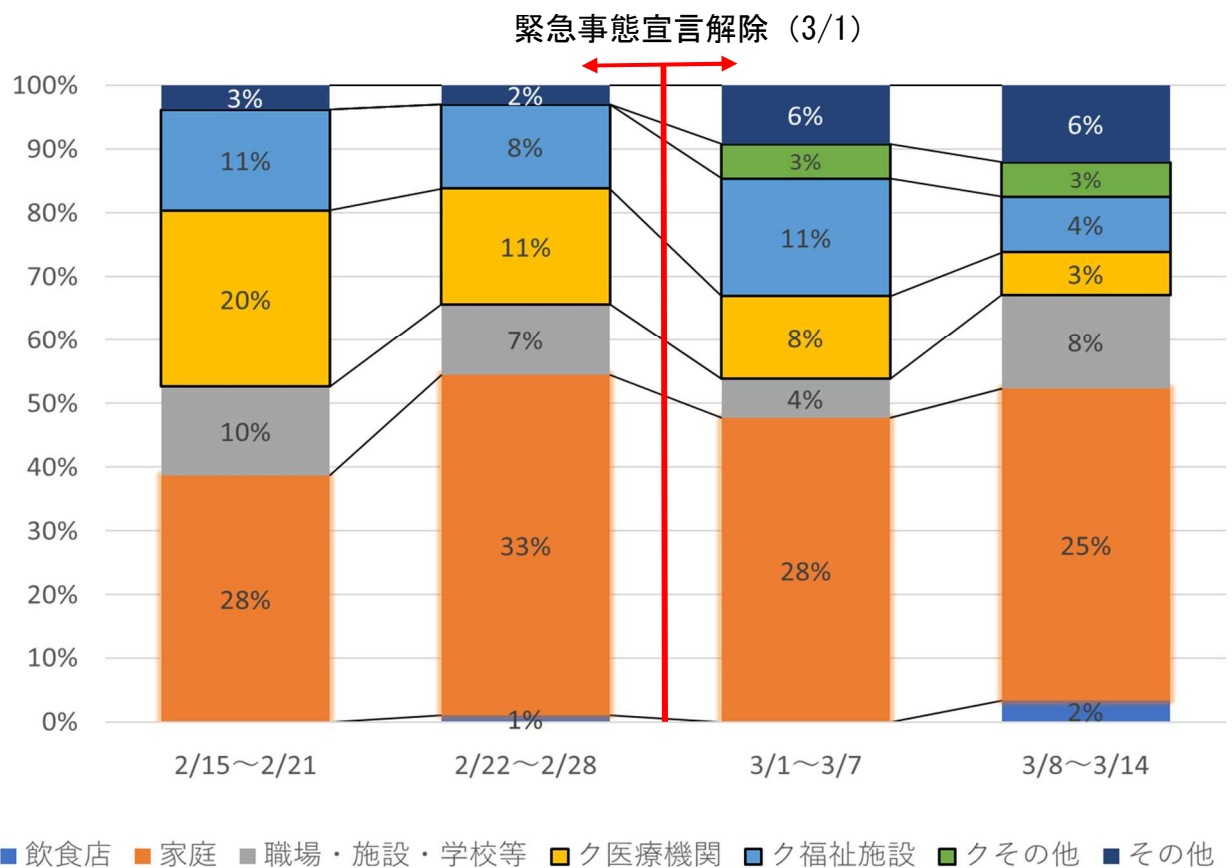
#### (2) 圏域毎の患者数（週単位）



(3) 年代別の患者数 (週単位)



(4) 感染経路別の患者数 (週単位)



#### 4 3月に継続又は新規発生したクラスターの状況（3月17日現在）

類型	管轄	施設区分		陽性者数	属性別		第1例目公表日
					利用者患者等	職員等	
医療機関	神戸	医療機関	①	77	64	13	1月10日
			②	9	6	3	2月14日
			③	13	11	2	2月28日
	伊丹	医療機関	①	17	10	7	2月21日
			②	11	7	4	3月5日
	計		6ヶ所	127	98	29	
		内3月新規分	1ヶ所	11	7	4	
福祉施設	神戸	介護関係施設		27	20	7	2月25日
		介護関係事業所		8	7	1	3月2日
	姫路	福祉施設		38	32	6	2月16日
	伊丹	福祉施設		25	22	3	3月11日
	計		5ヶ所	98	81	17	
		内3月新規分	1ヶ所	25	22	3	
学校等	神戸	認定こども園		13	12	1	2月27日
	尼崎	保育施設		7	4	3	3月5日
	計		2ヶ所	20	16	4	
		内3月新規分	1ヶ所	7	4	3	
その他	神戸	トレーニングジム		7	6	1	3月7日
	計		1ヶ所	7	6	1	
		内3月新規分	1ヶ所	7	6	1	
合計			14ヶ所	252	201	51	
			内3月新規分	4ヶ所	50	39	11

【参考】11月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

累計	発生件数	陽性者数
医療機関	46	1,829
福祉施設	60	1,234
事業所	9	137
学校	10	85
飲食店	25	253
その他	8	80
合計	158	3,618

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 16 日

各健康福祉事務所長 様

感染症対策課長

高齢者施設等への検査の徹底等について（再要請）

新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への検査については、これまでも「高齢者施設等への検査の再徹底等について（要請）」（令和 2 年 12 月 25 日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部事務連絡）などにより、高齢者施設等の入所者・従事者に対する検査やクラスターが発生している地域における感染が生じやすい場所・集団等に対する検査について、積極的な実施をお願いしているところです。

今般、変異株の感染拡大が懸念される中、高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制への負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や早期対応が一層重要であることから、引き続き、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等に対する検査について、改めて対応の徹底をお願いいたします。

記

高齢者施設等の発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や、陽性者が発生した場合に当該施設の入所者及び従事者全員を原則対象とした検査が速やかに実施されるよう、取組の徹底を図ること。（11 月 19 日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部事務連絡）



事務連絡  
令和2年11月19日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめましたので、これを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

#### 記

#### 1. 高齢者施設等での検査の徹底

##### (1) 高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組むこと。

## (2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ & A（第2版）（令和2年7月28日）等において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

## 2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口へ情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めることとしているので、御了知いただきたい。

(参考)

- ・医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）（11月16日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針（9月15日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>
- ・医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10月16日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（11月10日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（8月21日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>

# 国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷		監視体制		感染の状況	
	①病床のひっ迫具合 <sup>注2</sup>		③PCR陽性率		⑤直近1週間と先週1週間の比較	
	病床全体	うち重症者用病床	②療養者数		④新規報告数	
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 <b>20%以上</b>	人口10万人当りの全療養者数 <b>15人以上</b>	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が <b>15人以上</b>	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 <b>50%以上</b>	人口10万人当りの全療養者数 <b>25人以上</b>	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が <b>25人以上</b>	直近1週間が先週1週間より多い	50%
<b>兵庫県 (3月17日現在)</b>	<b>39.6%</b>	<b>41.3%</b>	<b>3.7%</b>	<b>7.0人</b>	<b>1.88</b>	<b>42.0%</b>
備考	入院者数 333人 確保病床数 839床	入院者数(重症) 48人 確保病床数(重症) 116床	陽性者数(直近1週間) 383人 検査数(直近1週間) 10236件	患者数(直近1週間) 383人 人口 5,466千人	患者数(直近1週間) 383人 患者数(先週1週間) 203人	感染経路不明者数(直近1週間) 161人 患者数(直近1週間) 383人

注1 指標は目安であり、機械的に判断するのではなく、これらの指標を総合的に判断する。

注2 「病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となる。

一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、総合的に判断する。

国の新たな感染状況のステージの指標(1月1日から3月17日)

単位	①病床のひっ迫具合		②療養者数 対人口10万人	③陽性者数/PCR 等検査件数(週 間)	④直近1週間の陽 性者数 対人口10万人	⑤直近1週間とそ の前1週間の比 (前週差)	⑥感染経路不明 の者の割合(週 間)	新規患者数 (人)	1日当たり検 査件数 (件)
	全入院患者 確保病床使用率	重症患者 確保病床使用率 (重症患者)							
ステージⅢ指標	20%	20%	15	10%	15	1.00	50%		
ステージⅣ指標	50%	50%	25	10%	25	1.00	50%		
1月20日	79.4	59.4	37.4	11.7	32.5	1.00	42.5	296	2,688
1月21日	78.8	53.4	37.5	10.8	31.5	0.96	41.8	236	3,037
1月22日	74.7	50.0	38.5	10.2	31.6	0.98	40.6	283	3,022
1月23日	75.2	50.8	39.5	9.9	30.9	0.99	39.1	225	1,825
1月24日	74.6	49.1	37.8	9.4	28.9	0.92	38.5	178	1,692
1月25日	76.9	62.9	34.8	9.0	27.6	0.88	39.4	80	2,065
1月26日	77.5	62.0	33.5	8.9	26.5	0.82	37.9	153	1,894
1月27日	77.1	61.2	34.9	8.8	24.9	0.76	37.8	211	1,987
1月28日	76.7	56.0	37.8	8.9	24.8	0.78	34.3	231	2,750
1月29日	76.3	54.3	36.5	8.4	22.6	0.71	32.6	161	2,384
1月30日	76.0	56.0	35.4	7.9	21.0	0.68	33.3	137	1,733
1月31日	74.3	56.0	34.5	7.5	19.8	0.68	34.1	111	1,532
2月1日	72.2	51.7	32.9	7.5	19.4	0.70	34.3	60	1,854
2月2日	71.2	56.0	30.0	7.4	19.1	0.72	32.0	134	1,724
2月3日	61.9	56.0	27.6	6.7	17.4	0.69	31.5	120	2,201
2月4日	62.3	54.3	27.0	6.0	15.2	0.61	32.9	111	2,246
2月5日	62.0	52.5	26.0	5.7	14.0	0.62	33.9	96	1,986
2月6日	60.4	50.0	24.5	5.4	13.2	0.62	32.2	91	1,722
2月7日	58.7	50.0	22.0	5.1	12.1	0.61	32.0	53	1,220
2月8日	58.4	57.7	19.6	4.8	11.6	0.59	33.0	33	2,005
2月9日	55.4	58.6	18.1	4.4	10.4	0.54	34.5	67	1,379
2月10日	55.1	57.7	18.4	4.1	9.9	0.57	33.0	93	2,643
2月11日	55.3	58.6	17.8	3.8	8.8	0.58	35.2	52	1,639
2月12日	52.8	58.6	16.3	3.5	7.8	0.55	33.4	38	1,343
2月13日	52.3	57.7	15.9	3.4	7.1	0.54	38.3	55	1,099
2月14日	51.7	58.6	15.1	3.3	6.9	0.57	40.5	44	1,246
2月15日	46.8	50.0	13.2	3.3	6.8	0.58	39.0	27	1,764
2月16日	44.3	46.5	12.1	3.1	6.4	0.62	40.0	46	1,474
2月17日	43.8	48.2	12.2	3.0	6.1	0.61	38.6	74	2,308
2月18日	42.5	46.5	12.0	2.9	6.0	0.68	36.3	46	1,859
2月19日	41.5	42.2	11.8	2.8	5.9	0.75	37.7	31	1,616
2月20日	41.7	42.2	11.2	2.5	5.6	0.79	35.4	42	1,716
2月21日	41.7	42.2	10.7	2.4	5.3	0.76	31.0	27	1,119
2月22日	41.7	42.2	10.5	2.4	5.1	0.74	31.7	14	1,117
2月23日	38.2	43.1	9.7	2.3	4.7	0.72	31.0	24	1,360
2月24日	36.7	41.3	9.6	1.9	3.6	0.60	32.1	18	1,814
2月25日	34.5	36.2	9.0	1.8	3.4	0.57	38.2	35	1,415
2月26日	32.0	36.2	8.2	1.8	3.3	0.56	39.1	24	1,371
2月27日	32.1	35.3	7.6	1.7	2.9	0.52	36.8	21	1,190
2月28日	30.1	35.3	7.0	1.8	2.9	0.55	40.7	26	730
3月1日	29.0	35.3	6.8	1.7	3.0	0.60	43.1	21	1,641
3月2日	28.6	37.9	6.9	1.9	3.4	0.73	39.6	44	1,650
3月3日	27.4	34.4	6.4	2.1	3.8	1.04	44.5	40	1,617
3月4日	25.5	33.6	6.4	1.9	3.5	1.02	42.8	20	1,723
3月5日	25.1	31.0	6.6	1.9	3.8	1.13	41.8	36	2,113
3月6日	25.1	31.8	6.5	1.8	3.6	1.23	42.0	15	1,501
3月7日	25.5	31.0	6.7	1.9	3.9	1.33	38.2	41	687
3月8日	24.6	26.7	6.3	1.8	3.7	1.21	37.0	9	1,874
3月9日	23.9	29.3	6.3	1.9	3.6	1.06	39.6	41	1,002
3月10日	25.2	31.8	6.5	1.8	3.7	0.96	40.3	41	1,958
3月11日	27.0	29.3	7.3	2.2	4.4	1.22	41.0	58	1,798
3月12日	28.8	29.3	7.7	2.4	4.6	1.22	42.9	49	1,570
3月13日	30.0	30.1	8.3	2.8	5.3	1.45	41.6	54	1,304
3月14日	30.5	29.3	8.5	2.8	5.2	1.33	44.6	37	794
3月15日	32.5	37.0	8.7	3.0	5.7	1.52	42.8	33	1,721
3月16日	35.1	37.0	9.2	3.3	6.4	1.73	44.5	78	1,346
3月17日	39.6	41.3	10.1	3.7	7.0	1.88	42.0	74	1,703

※「⑥感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等(保健所設置市の自宅療養含む。)の合計

陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

区分	直近1週間患者数 (3/11～3/17)	人口10万人あたり人数
兵庫県	383	7.0

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

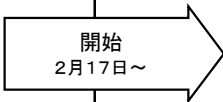
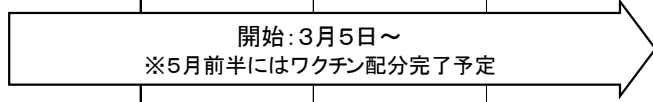
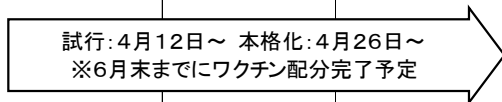
(人)

区分	直近1週間患者数 (3/11～3/17)	人口10万人あたり人数
全国	8,262	6.5
北海道	423	8.0
東京都	2,092	15.0
神奈川県	675	7.3
千葉県	705	11.2
埼玉県	841	11.4
栃木県	128	6.6
愛知県	290	3.8
岐阜県	23	1.1
滋賀県	51	3.6
京都府	69	2.6
大阪府	711	8.0
奈良県	56	4.2
和歌山県	17	1.8
広島県	12	0.4
福岡県	236	4.6
宮崎県	0	0.0
沖縄県	199	13.6

## 新型コロナワクチン接種について

### 1 県接種スケジュール（想定）

ワクチンの供給が不透明であるが、国からの情報等により県で想定しているスケジュールは下記の通り。

対象者		2月	3月	4月	5月	6月
先行接種	医療従事者 約1000人		 開始 2月17日～			
優先接種	医療従事者 約19万人		 開始：3月5日～ ※5月前半にはワクチン配分完了予定			
	高齢者 (65歳以上) 約168万人			 試行：4月12日～ 本格化：4月26日～ ※6月末までにワクチン配分完了予定		

※上記以外の方は7月以降接種開始の見込み

### 2 医療従事者向け優先接種について

#### (1) 国からの配送スケジュール

4月19日の週までに延べ16.6万人分（1回目接種のみを含む）

		時期	全国配分数	県内配分数		備考
第1弾	①	3月1日の週	500箱	21箱	20,475回接種分	本県：3月5日
	②	3月8日の週	500箱	21箱	20,475回接種分	本県：3月11日
	③	3月22日の週	3月1日の週と同数			①の2回目接種分
	④	3月29日の週	3月8日の週と同数			②の2回目接種分
第2弾	⑤	3月22日の週	200箱	9箱	8,775回接種分	
	⑥	3月29日の週	200箱	9箱	8,775回接種分	
	⑦	4月12日の週	3月22日の週と同数			⑤の2回目接種分
	⑧	4月19日の週	3月29日の週と同数			⑥の2回目接種分
第3弾	⑨	4月12日の週	1,200箱	46箱	53,820回接種分	
	⑩	4月19日の週	1,200箱	46箱	53,820回接種分	

○5月10日の週には、対象者全てが2回分の接種可能な量を出荷（国通知）。

※接種回数：①～⑧は5回／バイアル、⑨⑩は6回／バイアルを前提

## (2) 配分について

当面は県への配分が少ない状況であることから、

- 1) 地域において、市町や郡市区医師会が連携し、地域で合意の得られた配分計画がある場合は、これに基づき配分。
- 2) 地域で検討する上で、配分する考え方の参考として、県は配分順の目安を地域へ提示。
- 3) 地域の計画や要望も勘案し、基本型接種施設及び連携型接種施設を中心として、県が調整主体となって配分。

**【県が示した配分順の目安】**（コロナ対応業務従事者を優先）

- (1) 新型コロナウイルス感染患者（疑い含む）の入院受入を行っている医療機関
- (2) 救急告示病院など、コロナの重症患者等の救急医療に従事する可能性が高い急性期医療機関
- (3) 発熱等診療検査医療機関など、感染の可能性が高い患者を外来で受け入れている医療機関
- (4) 大規模なクラスター化の可能性のある精神科病院や療養型病床を有する入院医療機関
- (5) その他の医療機関（予防接種出務従事者等より）

## 3 高齢者（65歳以上）向け優先接種

### (1) 国からの配送スケジュール

	時期	全国配分数	県内配分数		備考
①	4月5日の週	100箱	2箱	1,950回接種分	2回目接種分を含む
②	4月12日の週	500箱	10箱	9,750回接種分	
③	4月19日の週	500箱	10箱	9,750回接種分	
④	4月26日の週	1,741箱	41箱	39,975回接種分	

○①～④に加えて、5月9日までに全国で計4,000箱程度（本県160箱程度）を出荷予定。

○6月末までに全ての高齢者（全国約3,600万人）に2回接種できる量のワクチンが順次出荷される見込み。

### (2) 配分について

#### 1) 4月5日の週から4月19日の週の配分

県内の市町に①配分についての希望②その時期を調査し、希望した34市町について、高齢者人口が多い順に22市を選定、希望時期を考慮して配分週を決定。

#### 2) 4月26日の週の配分

国より、全市町に対し1箱ずつ配送。

#### 3) 上記以降の配分

市町別高齢者人口の割合を基本として配分（感染者の状況も加味）。

## 回復者の「転院支援窓口」の継続設置について

## 1 概要

昨年末からの新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、年度末までを目途に、県病院協会・県民間病院協会の協力のもと、同協会に専任の看護師を配置した「転院支援窓口」を2月3日から設置している。

現在の新型コロナウイルスの感染状況も踏まえ、入院病床の円滑な運用を行うため、「転院支援窓口」を令和3年度も、当面の間継続して設置する。

## 2 設置期間

(当初) 令和3年2月3日から3月末日まで ⇒ (変更) 当面の間

## 3 業務内容

- (1) 圏域外からの回復患者の転院を中心に、新型コロナ患者受入対応医療機関からの依頼により、病院情報の提供等を実施
- (2) 転院受入可能な医療機関（後方支援医療機関）リストの作成

<参考> 後方支援医療機関リスト

(令和3年3月18日現在)

圏域名	神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	合計
病院数	62	45	20	10	34	8	2	4	185
うち入院対応医療機関	13	9	2	1	12	3	1	1	42

(参考) 退院受入れ支援(協力金)の継続について(2月22日新型コロナ対策本部会議)

## (1) 概要

入院対応医療機関から医療機関及び社会福祉施設への回復者の転院・入所を促進するため、受入医療機関及び受入社会福祉施設へ協力金(転院等により係る経費等を想定)を支給

## (2) 事業期間

(当初) 緊急事態宣言期間中 ⇒ (変更) 当面の間

## (3) 支援内容

1名受入れあたり10万円(定額:10千円×10日間程度)



# 新型コロナウイルス感染症変異株について

## 1 新型コロナウイルスの変異株

感染性の増加等が懸念される変異(N501Y 変異)を有する変異株 (国立感染症研究所レポートより)

種類	感染性	重篤度	ワクチンへの感受性
英国型	感染力が 25-40%増加すると推定されている	重症度が高くなることが懸念されている	一部のワクチンで有効性が低下する報告有
南アフリカ型	感染力が 50%程度増加すると推定されている	より重篤な症状を引き起こす可能性は示されていない	ワクチンの有効性が低下することが懸念されている
ブラジル型	感染力が 1.4倍から 2.2倍と推定されている	同上	—

## 2 ゲノム解析、N501Y 変異株等の検査体制

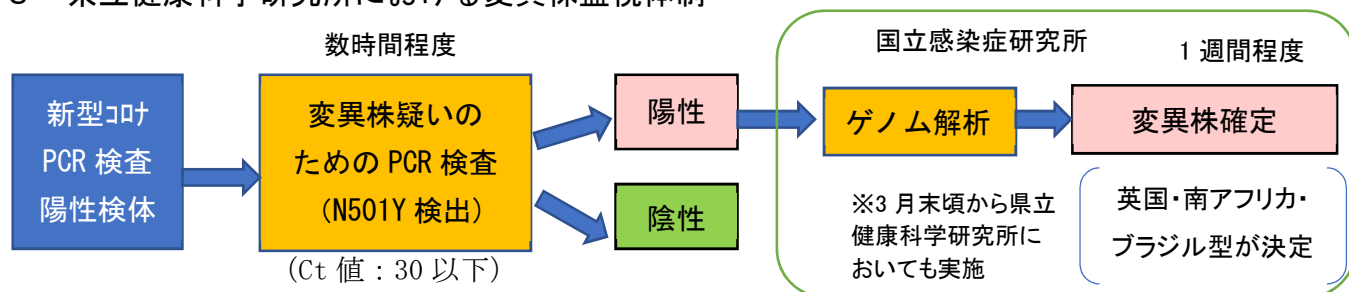
### (1) ゲノム解析による疫学調査

R2. 3. 16	クラスター等を対象に国立感染症研究所においてゲノム解析の開始
R2. 11. 11	ゲノム解析の検体は PCR 検査の Ct 値 (サイクル数) 30 以下に変更

### (2) 変異株のゲノム解析、PCR 検査

R2. 12. 23	英国滞在歴の陽性患者について、国立感染症研究所でゲノム解析実施
R2. 12. 25 ~R3. 2. 4	ゲノム解析の対象を、南アフリカ共和国滞在歴の陽性患者、変異株陽性者の濃厚接触者、変異株流行国に順次拡大
R2. 1. 21	国立感染症研究所が変異株 PCR 検査の試薬を開発 順次、地方衛生研究所で変異株 PCR 検査を実施
R3. 2. 22	陽性患者の 5~10%程度の検体 (週) について、変異株 PCR 検査の実施要請

## 3 県立健康科学研究所における変異株監視体制



※ 県立健康科学研究所ではゲノム解析を前提として、ウイルス量が多い Ct 値 30 以下の全ての検体について変異株 PCR 検査を実施 (R3. 1. 29~)

#### 4 県内の変異株検査の状況

区分	検査期間	陽性者数 (a)	変異株 PCR 検査数 (b)	実施率 (b)/(a)	N501Y 変異陽 性件数(c)	陽性率 (c)/(b)
全県(神戸市除く)	1/29~3/7	239	151	63.1%	12	7.9%
神戸市	1/1~3/4	2,723	1,133	41.6%	64	5.6%

・神戸市は市内医療機関等の検査の陽性検体を回収して変異株 PCR 検査を実施

#### 5 変異株陽性者への対応

##### (1) 退院基準 (当面の間)

症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔をあげ<sup>(注)</sup>、2 回 (24 時間以後) の PCR 検査等で陰性確認

(注) 無症状者の場合、検体採取日から 6 日間経過後

##### (2) 療養の対応

###### ①国通知

・原則入院。ただし、患者の症状や病床確保状況なども考慮して、十分な感染拡大防止の取組みを実施した上で宿泊療養等も可能

###### ②本県の対応

・無症状者等については、原則宿泊療養 (医療機関の負担を考慮)

#### 6 変異株陽性患者の公表について

##### (1) 厚生労働省の対応

①これまでは、ゲノム解析結果が判明後、個別情報を不定期に公表

②個別の公表については、3 月 7 日で廃止し、今後は HER-SYS によるゲノム解析の情報を毎週月曜日に集計の上、水曜日に都道府県別累計として公表

③変異株の個別公表は、原則として都道府県が対応

(各自治体の事情に応じて、保健所設置市が公表することも可能)

##### (2) 県の対応

①変異株 PCR 検査が陽性となった者について、週 (月曜～日曜) ごとに取りまとめ翌週木曜日発表 (神戸市発表分と同日)

・公表内容 (神戸市は別途発表) . . . . . **別紙参照**

〔 変異株の県内患者数 (1 週間単位) 及び患者総数  
県分 (神戸市分を除く) の詳細情報 (年代、性別、症状・経過等)  
変異株 PCR 検査実績 ※詳細情報は、従前の国発表に準じる 〕

②ゲノム解析の結果も併せて公表 (英国型、南アフリカ型、ブラジル型別等)

#### 7 その他

変異株については、一部の民間検査医療機関においても変異株 PCR 検査が実施され、陽性疑い患者の情報が各自治体に提供されている。

記者発表資料(資料配付)			
月/日 (曜日)	担当部課名	発表者名 (担当者名)	その他 配布先
3/18 (木)	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局対策推進班	対策推進班長 西下 重樹 (副班長 廣田 義勝)	—

### 新型コロナウイルス感染症(変異株)患者の発生について

新型コロナウイルス感染症の患者等について、県内地方衛生研究所等で検査したところ、3月1日～3月7日の期間に、新たに県内で47名(うち神戸市40名)の新型コロナウイルス感染症(変異株)患者が確認されましたので、全県(神戸市除く)7人分の調査結果の概要をお知らせします。併せて2月28日以前確認分(未発表分:全県(神戸市除く)4人分の調査結果の概要もお知らせします。

引き続き、保健所や医療機関等関係機関と連携しつつ、感染拡大の防止に努めてまいります。

変異株患者総数 97人(うち県分15人 神戸市分82人)

#### 1 今回発表分(3月1日～3月7日確認分:全県(神戸市除く))

	年代	性別	症状・経過	備考
1	30代	女性	2月下旬発症	濃厚接触者 (地方衛生研究所の検査で判明)
2	50代	女性	3月上旬陽性判明	濃厚接触者 (地方衛生研究所の検査で判明)
3	40代	男性	3月上旬陽性判明	濃厚接触者 (地方衛生研究所の検査で判明)
4	20代	男性	3月上旬陽性判明	濃厚接触者 (地方衛生研究所の検査で判明)
5	70代	女性	2月中旬発症	濃厚接触者 (民間検査機関の検査で判明)
6	40代	女性	2月下旬陽性判明	接触者 (民間検査機関の検査で判明)
7	40代	男性	2月下旬発症	接触者 (民間検査機関の検査で判明)

#### 2 2月28日以前確認分(全県(神戸市除く))

	年代	性別	症状・経過	備考
1	30代	女性	2月中旬陽性判明	濃厚接触者 (地方衛生研究所の検査で判明)
2	10歳未満	女性	2月中旬陽性判明	濃厚接触者 (地方衛生研究所の検査で判明)
3	70代	女性	2月中旬陽性判明	濃厚接触者 (地方衛生研究所の検査で判明)
4	80代	男性	2月中旬発症	濃厚接触者 (地方衛生研究所の検査で判明)

※ 神戸市の詳細は、神戸市感染症発生動向調査 週報 2021年(令和3年)をご確認下さい

#### 兵庫県内の変異株確認状況(神戸市を除く) ※地方衛生研究所分

検査実施期間	全陽性者数	うち変異株検査数	割合	変異株陽性者数	割合	備考
1月29日～2月28日	225	143	63.6%	8	5.6%	変異株については国発表4件を含む
3月1日～3月7日	14	8	57.1%	4	50.0%	

#### 兵庫県内の変異株(ゲノム解析)確認数(神戸市を除く)

変異株ゲノム解析件数	検査中	内訳				検査不能
		英国で報告された変異株	南アフリカで報告された変異株	ブラジルで報告された変異株	その他変異株	
12	1	8	0	0	0	3
割合	8.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%

## 感染拡大の早期探知のためのモニタリング検査について

### 1 これまでの実績（3/16 現在）

区分	場所	期間	検査キット		陽性結果	備考
			配布数	回収数		
商店街	神戸市中央区	3/5～3/11 (7日間)	721	148	3	陽性3件のうち、2件は再検査の結果、陰性

### 2 今後の予定

区分	場所	期間	備考
商業施設 (イベントスペース)	神戸市中央区	4/5～6/18のうち、25日間	スポット型で実施 (検査キットを配布)
事業所A	神戸市兵庫区	スケジュール調整中 (準備が整い次第、開始)	団体検査型で実施 (職員に定期的に検査)
事業所B	明石市		

〈上記のほか、実施に向けて交渉中〉 鉄道会社：2社、商店街：1か所

(参考1：自治体別の配布数（3/14 現在）)

都府県	栃木県	岐阜県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県	福岡県
配布数	1,831	373	417	565	2,591	721	1,641

(参考2：モニタリングの概要)

#### (1) 目的

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(2月2日変更)に基づき、政府(内閣官房)が実施するモニタリング検査に県も協力し、再度の感染拡大の予兆を早期に探知する。

#### (2) 内容

感染の再拡大の端緒を適切に捉え、早期対応につなげるため、民間検査機関等を活用し、市中(歓楽街、商業施設、駅等)における幅広い検査を実施

〈政府と県の役割分担〉

政府：実施体制の整備、運営(民間事業者に委託して実施) ※県負担なし  
 県：検査場所の提案・調整

#### (3) 対象者：無症状者

- ・全国：10,000件/日程度(PCR検査 唾液)
- ・兵庫県：1,000件/日程度を目途(当面100件/日程度で実施)

#### (4) 期間：緊急事態宣言解除後～オリンピック/パラリンピックを目安

(ワクチンの普及状況によっては、今冬の流行に備えて秋頃までを想定)

## 高齢者施設の従事者に対する検査の実施

### 1 事業目的

高齢者入所施設において、新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、感染者が多く発生している地域に所在する施設の従事者に対し、全額公費による任意の検査を「集中的実施計画」に基づき実施する。

### 2 実施内容

#### (1) 対象施設

重症化リスクの高い医療・介護を必要とする高齢者が長期入所する施設

〔 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、  
認知症対応型共同生活介護 〕

#### (2) 対象地域

感染者が多く発生している感染多数地域

〔 令和2年11月以降の陽性者数が人口10万人対で100人を超える保健所  
(芦屋、伊丹、宝塚、加古川、加東、福崎、龍野、洲本) の管轄区域  
※全県平均 約260人 政令市・中核市 約170~340人 〕

(3) 対象者 該当施設のうち、検査を希望する施設の従事者 (約11,000人)

(4) 検査方法 新型コロナウイルス核酸増幅検査 (TMA法)

(5) 実施期間 令和3年3月9日 (火) ~ 3月31日 (水)

### 3 検査実績 (3月16日時点)

検査日	施設数	検査数	陽性	備考
3/9	13	482	2	3/10 医療機関受診→全員陰性確認済
3/10	19	750	0	
3/11	22	1,004	0	
3/15	5	465	0	
3/16	16	651	0	
計	75	3,352	2	(今後実施予定: 143施設、7,599人)

## 感染再拡大防止に向けた要請等

	現 行	改 定									
区 域	兵庫県全域 (但し、②の営業時間短縮要請は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)	兵庫県全域 (但し、②の営業時間短縮要請は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)									
期 間	3月 8日(月) から 3月21日(日) まで	3月 8日(月) から 3月31日(水) まで									
① 外 出 自 粛 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日中も含めた不要不急の外出自粛を要請 特に感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設等の利用の自粛を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請</li> <li>・ 大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請</li> <li>・ 会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕</li> </ul>									
② 施 設 の 使 用 制 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店、遊興施設への営業時間短縮を要請 【神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市】</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td>・5時～21時の間の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分の間)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外</p> <p>※協力金の支給    支給額：1日あたり4万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く)    財 源：国負担80%、    県負担20%×2/3、    市負担20%×1/3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別ガイドラインの遵守を要請【県全域】 〔特措法第24条第9項に基づく〕</li> </ul>	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の間の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分の間)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設		同左			
施設	内容										
○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の間の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分の間)										
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設											
③ イベント の 開 催 制 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントの開催要件</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>100%以内</td> <td>5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%*以内</td> <td>のいずれか大きい方</td> </tr> </tbody> </table> <p>*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。    〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>	区 分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	のいずれか大きい方	同左
区 分	収容率	人数上限									
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)									
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	のいずれか大きい方									
④ 出 勤 抑 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請</li> </ul>	同左									
⑤ そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3密の回避など「ひょうごスタイル」の推進</li> </ul>	同左									

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症に係る  
飲食店等に対する営業時間短縮要請**

緊急事態宣言解除から2週間余りが経過しましたが、兵庫県内では直近1週間の新規感染者数が前週比1.7倍となるなど、感染者が増加傾向にあります。

県では、感染の再拡大を防止するため、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮要請を延長します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

## 1 対象施設

種類	施設	要請内容
飲食店 (宅配・テイクアウトサービスは除く)	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで</li> <li>・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底</li> </ul>
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く	

○営業にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組(\*)を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

(\*)アクリル板を用いた仕切りの設置又は最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置、適切な換気など

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sennngenposter.html>

2 実施期間 令和3年3月8日(月)から令和3年3月31日(水)まで

3 要請対象地域 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

4 時間短縮営業への協力金 1日あたり4万円/店舗×時短営業日数(詳細別紙)

## お問い合わせ先

◆時短要請等コールセンター(時短要請に関すること)

T E L : 078-362-9921

受付時間: 平日 9時~17時

◆兵庫県時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501

受付時間: 平日 9時~17時

◆県ホームページ [兵庫県 時短 協力金](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html) で検索

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)

## 「(第2期)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の延長について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、3月22日(月)から31日(水)まで、神戸、尼崎、西宮、芦屋市内を対象に、営業時間の短縮要請が延長されることから、下記のとおり、第2期協力金の期間を延長します。

\*「第1期協力金」の時短要請期間は、令和3年1月12日から2月7日まで、「第2期協力金」は令和3年2月8日から**3月31日まで**です。

\*「第2期協力金」の申請受付は令和3年4月1日から4月30日までを予定しています。詳細は追ってお知らせします。

## 記

## 1 第2期協力金変更内容

	現 行			延 長
対象期間	①令和3年2月8日～2月28日 [21日間]	②令和3年3月1日～3月7日 [7日間]	③令和3年3月8日～3月21日 [14日間]	④令和3年3月22日～3月31日 [10日間]
対象地域	県内全域		神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで)に短縮すること	
支給額	1日あたり 6万円/店舗 ×時短営業日数	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数		
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)			
申請受付	令和3年4月1日(木)～4月30日(金) 予定			

※協力開始日から時短要請終了日まで、定休日等を除く全ての営業日に継続して時短営業(休業含む)に協力していただいた店舗単位に支給します。(定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます)。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

## 2 その他

詳細については、ホームページをご確認下さい。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakyouryokukindai2ki.html>



## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の修正内容 (企画県民部、産業労働部、教育委員会関係)

### 1 企画県民部関係

- 県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」(臨時的に5カ所開設)の開設期限を令和3年3月19日から令和3年3月31日に延長

#### 【開設場所】

本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎

### 2 産業労働部関係

緊急事態宣言期間中の事業の一時停止を踏まえ、一時停止期間に相当する期間として、おみやげ購入券及びスキー場周辺宿泊割引の期間を3月末までに加えて、4月末まで延長

#### (1) 温泉地おみやげ購入券

概要 宿泊者におみやげ購入券進呈

(1万円以上の宿泊で2,000円、5千円以上の宿泊で1,000円)

実施期間 延長前：R2.10.31～R3.3.31 延長後：R2.10.31～R3.4.30

#### (2) スキー場周辺宿泊割引

概要 但馬・播磨のスキー場周辺地域の宿泊割引2,000円/人・泊

実施期間 延長前：R2.12.1～R3.3.31 延長後：R2.12.1～R3.4.30

### 3 教育委員会関係

- 県立学校において、卒業式同様、入学式の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底することを追記

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の修正内容 (県土整備部関係)

### 1 県立都市公園

- ・ 県立都市公園における花見期間中の感染防止対策を次のとおりとする。
  - 1 花見における飲酒の自粛を呼びかけるほか、花見関係のイベントの開催にあたっては、密にならないよう身体的距離を確保するなど感染防止策に注意を払う。
  - 2 露店等については、業種別ガイドラインの順守など十分な感染防止対策を講じたもののみ認める。
  - 3 例年、花見客が多く訪れる公園においては、グループ同士の間隔が密にならないよう、あらかじめ着座ポイントを一定間隔で地面に表示する対策を講じる。

#### [参考：露店等の取扱い]

##### (1) すべての露店等に対して求める対策

順番待ちの際の間隔確保対策や接客時の飛沫感染防止措置の他、来客者同士の密集回避措置など、業種別ガイドライン等の順守を求める。

##### (2) 特に飲食物を販売する露店等に対して求める対策

###### ① 調理に関すること

- ・ 現地で調理を行わず、衛生基準の整った店舗等で予め調理
- ・ 但し、テントを別にするなど調理エリアと販売エリアを一定距離以上分離した場合や、飛沫感染の恐れが少ないキッチンカーにより飲食を提供する場合、例外的に現地調理可

###### ② 提供に関すること

- ・ 飲食物は、蓋付きの容器に入れるなど、飛沫付着防止策を講じた上で提供
- ・ 割り箸等の直接口に触れる食器については、個別包装又はその都度配付
- ・ 酒類の販売は不可

###### ③ 飲食エリアに関すること

###### ア 飲食エリアの限定

- ・ 飲食可能な場所（飲食エリア）を限定させ、他の場所での飲食は禁止

###### イ 飲食エリア内の間隔確保等

- ・ テーブルと椅子を設置する場合、1テーブルに1グループ4人以下での使用とし、相席は禁止
- ・ 会話の際は扇子やマスク等により飛沫を防止するとともに、席の近くに消毒液を設置して清掃・消毒を実施

### 2 公共交通事業者への支援

- ・ 公共交通事業者への支援のうち、「①バスにおける感染症防止対策への支援」及び「③地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援」は令和3年3月10日（水）を実績報告期限としているため、[受付終了]を追記。

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に緊急事態措置区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって、本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、感染再拡大を防止するため、引き続き以下の措置を実施する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間 緊急事態措置実施期間 令和3年1月14日～令和3年2月28日  
 以後の対処方針実施期間 令和3年3月1日～

### III 措置

#### 1 医療体制

##### (1) 入院体制

○現在、重症対応116床、中軽症対応723床の計839床を確保しており、受入可能な病床の運用について、重症対応120床程度、中軽症対応530床程度の計650床程度の体制とする。

#### 【フェーズに応じた体制】

	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期
目安 新規陽性 患者数 (1週間平均)	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者 数発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応	
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度	750床程度～ うち重症120床程度～
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度	1,000室程度～

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。

県立加古川医療センターにおいては、新型コロナウイルスの感染リスクを低減しつつ、重症患者が急増した場合の受入対応力を強化するため、臨時の重症専用病棟を整備し、併せて人材育成にも活用する。

- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。

あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

- 重症病床の円滑な運用に向け、看護師等の派遣支援事業の拡充等を活用した人員体制確保を支援するほか、標準治療及び重症化時の転院の目安の周知により、中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図る。
- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する。（受入登録病院：185病院）
- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入れ支援（1名受入れあたり10万円）を実施する。
- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 精神科医療機関に対して、感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 精神科医療機関への感染者発生時の支援として、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。
- 医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

## (2) 無症状者や軽症者への対応

- 現在、宿泊療養施設について、700室程度の運用体制とする。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。
- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
- 無症状者については、医師の判断により入院を経ずに直接の宿泊療養の実施を可能とする。また、患者の増加傾向を踏まえ、入院医療機関の負担軽減を図るため、リスク要因の低い軽症者（咳、鼻閉等の症状が時間の経過によりほぼ消失、味覚・嗅覚障害等）についても同様に、入院を経ない直接の宿泊療養も可能とする運用を当面行うこととし、引き続き運用の見直しの協議・検討を行う。
- オンコール医師の対応に加え、兵庫県医師会協力の下、医師を特定の宿泊療養施設に派遣し、安心して療養できる環境を確保する。

## (3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネーターセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。
- 医師（災害医療コーディネーター）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実により、入院調整機能を強化する。

#### (4) 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化

- 入院調整中のため、自宅待機している者に対して、家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、患者の症状をふまえた的確な対応を行う。

[全自宅待機者]

- ・感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、相談対応を行う。

[特に注意が必要な方]

- ・パルスオキシメーター等を活用した看護系大学教員等による家庭訪問等を行う。

#### (5) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を 75 機関設置している。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。
- インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力のうえ、発熱等診療・検査医療機関 1,181ヶ所を指定した。今後も指定を進める。
- 県民に対して、発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や、「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。  
特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を呼びかける。

#### (6) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、4,050 件/日の検査件数を確保している。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」について 8ヶ所開設している。今後も状況に応じて地域と協議を行う。  
〔 神戸市 (6/8～)、姫路市 (7/3～)、西宮市 (8/18～)  
東播磨圏域 (8/28～)、淡路圏域 (9/1～)、阪神圏域 (10/1～、10/6～、12/1～) 〕
- 濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。
- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。  
特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。  
更に、希望する社会福祉施設等を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。
- 感染者が多く発生している地域（芦屋、伊丹、宝塚、加古川、加東、福崎、龍野及び洲本保健所の各管轄区域）において、重症化リスクの高い医療・介護を必要とする高齢者が長期入所する施設の従事者に対し、集中的検査を3月末までに実施する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者にPCR検査を実施する。
- 県立健康科学研究所において、感染状況を踏まえ、PCR検査試薬 15,000 件分を順次購入する。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用していく。

- 抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。
- ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対して県立健康科学研究所を活用し、PCR検査の受検支援を行う。
- 再度の感染拡大の予防を早期に探知するため、政府（内閣官房）が市中（商店街、ショッピングモール、駅、民間事業所等）において実施するモニタリング検査に協力する。

### 【PCR検査体制】

区 分		検査能力 (件)
衛生研究所等	兵庫県	700
	保健所設置市	685
小 計		1,385
民間検査機関		1,430
医療機関		1,235
合 計		4,050

### (7) ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携、調整して準備を進める。
- 県が調整主体となる医療従事者向け優先接種について、接種施設の確保、地域の中核医療機関への業務に対する支援、統一的なオンライン予約システムの構築等に努める。

### (8) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては5月末、防護服等については6月上旬、医療機関において、県全体で概ね3ヶ月分の使用量相当の在庫が確保された。
- さらに医療機関に代わり県において保管することとしていた概ね6ヶ月分の使用量相当についても確保を完了した。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時においては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなり、おり、状況に応じて県からも提供する。

### (9) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。集まった寄附金は、10月に医療機関へ配分済（第1次配分）。
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額する。（日額300円→3,000円（感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円））

**(10) 救急医療等地域医療体制の確保（受付終了）**

○救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない動線確保（待合室の整備・新たな入口整備）や定期的な消毒など院内感染防止対策を推進するとともに医療従事者の健康管理（検査経費）など、診療体制の確保を支援する。

・設備整備補助

整備内容 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等

・支援金の給付

区分	金額
99 床以下	20,000 千円
100 床以上	30,000 千円

※100 床ごとに 10,000 千円を追加

※コロナ患者受入の場合、10,000 千円加算

○救急・周産期・小児医療機関において、9 月以降に実施する院内感染防止対策に対する国の支援(199 床以下 1,000 万円、+200 床ごとに 200 万円追加)を関係医療機関に周知し積極的な活用を促進する。

○病院・診療所・薬局等における待合室を混在させないようにするレイアウト変更や院内における研修など感染拡大防止対策を推進する。

区 分	金 額
病院(救急等以外)	2,000 千円/箇所
	50 千円/床
有床診療所（医科・歯科）	2,000 千円/箇所
無床診療所（医科・歯科）	1,000 千円/箇所
薬局、訪問看護ステーション、助産所等	700 千円/箇所

○医療関係団体等が行う、感染対策指導や普及啓発等に対して支援する。

**(11) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給**

○医療機関に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。  
(受付終了)

対象施設	対象者	慰労金単価
県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス患者等を受入れた施設等(宿泊療養施設も含む)	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、患者と接する従事者(国基準により判断)	200千円/人
県から役割を設定されたが、実際に新型コロナウイルス患者等の受入れがなかった施設		100千円/人
感染症対策に一定の役割を担った施設		50千円/人

**(12) 保健所体制の強化**

○感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備など保健所体制の強化を図る。

**(13) 保健師バンクの機能強化**

○新型コロナウイルス感染症等の健康危機時にも対応できるよう、災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

## (14) 海外からの帰国者への対応

○次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。

- ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
- ・保健所等による健康観察への協力
- ・咳や発熱等の症状が現れた場合の発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
- ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

## (15) 風評被害対策等

○次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。

- ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
- ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

## 2 学校等

### (1) 公立学校

〔県立学校〕

#### ① 教育活動

十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

3月に実施予定の入試等については、感染予防対策を徹底のうえ予定どおり実施する。併せて、市町教育委員会を通じて受検者である中学3年生及び保護者に事前の体調管理にあわせ、感染予防対策の徹底を要請する。

また、卒業式・入学式の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底する。

#### ○感染防止対策

感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する。

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・児童生徒、教職員に対して不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。など



## ② 部活動

○十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、公式試合（※）を除き、春季休業前（県立学校は3月23日）までの間は、県内とする。また、活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

県内で活動する公式試合、練習試合、合同練習については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施するとともに、宿泊を伴う活動は実施しない。

○春季休業期間中（3月24日～4月7日）に、県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数、移動方法については慎重に選定する。

### 【部活動の取扱い】

区 分	3/8(月)～3/23(火) (春季休業前まで)		3/24(水)～4/7(水) (春季休業中)	
	県内	県外	県内	県外
練習試合・合同練習	○	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
宿泊を伴う活動（合宿等）	×	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
公式試合（全国大会・国民体育大会等 その予選を含む）※	○	○	○	○

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

## ③ 心のケア

今年度実施している新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートの結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

[市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）]

設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

[感染時における対応]

感染者が発生した場合、まずは保健所の指示に従って、感染者（濃厚接触者及び関係者を含む）の出席停止及び消毒等の対応を行う。また感染拡大防止のために必要があれば、学級又は学年、学校の臨時休業を実施する。

さらに、広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

## (2) 県内大学

### ○授業の再開

- ・臨時休業の要請を令和2年5月16日に解除
- ・対面授業・課外活動等を再開する際の感染防止対策の徹底を要請
- ・各大学に対し、知事メッセージの学生への周知を要請

### (県立大学)

- ・令和2年5月7日から、全学で本格的に遠隔授業を実施
- ・令和2年6月1日から、実験・実習や各種ゼミナール等から対面授業を順次再開
- ・後期授業(令和2年10月1日)から、十分な感染防止対策を実施したうえで、原則として対面授業を実施

### ○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援緊急給付金(20万円(住民税非課税世帯の学生)又は10万円(左記以外の学生))を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給(急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象)
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金(月3万円)の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充(入学金等の対象追加)、家計急変時の授業料等減免(急変後の所得見込により判定(4人世帯の場合は約500万円未満が目安))、授業料の納付猶予・分納等を実施

## (3) 高専、私立学校(幼小中高・専修学校・各種学校)

- 設置者に対して、感染拡大を予防するため、感染状況を踏まえた教育活動・部活動等を実施する県立学校の方針を周知する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、知事メッセージの学生への周知を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免の支援(減免額の1/3)を行い、学生の経済的負担を軽減する。

## 3 社会教育施設等

県立施設については、引き続き感染防止対策を実施した上で開館する。

市町立施設に対しては、感染防止対策の徹底を周知するとともに、民間施設については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を働きかける。

### ○感染防止対策

- ・催物の開催制限については、対処方針の7イベントの開催自粛要請及び8施設の使用制限による取扱いの徹底
- ・来館者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保(最低2m)
- ・密閉・密集・密接状態の回避(休憩時間・回数増、換気など)
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ等

## 4 社会福祉施設

### (1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等の感染防止対策を徹底することを要請する。
- 退院の際の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
  - ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等（支援金額例）感染者30人規模、健康管理30日間で想定した場合 概ね750万円
- 訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれも場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
  - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等
- 高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

### (2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 保育所等については、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

### (3) 感染症対策

- 介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

#### 【主な助成対象施設】

区 分	金 額
介護老人福祉施設	38 千円/定 員
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	939 千円/事業所
訪問介護事業所	534 千円/事業所
保育所	300～500 千円/事業所
放課後児童クラブ	300～500 千円/事業所

### (4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- 高齢者福祉施設等に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。  
（受付終了）

- ・介護・障害・救護

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する従事者	200千円/人
感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担った施設・事業所		50千円/人

- ・児童福祉施設

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生した施設	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する職員	200千円/人

## 5 県立都市公園等

- 県立都市公園については、感染防止対策を実施した上で開園する。
  - ・花見における飲酒の自粛を呼びかけるほか、花見関係のイベントの開催にあたっては、密にならないよう身体的距離を確保するなど感染防止策に注意を払う。
  - ・露店等については、業種別ガイドラインの順守など十分な感染防止対策を講じたもののみ認める。
  - ・例年、花見客が多く訪れる公園においては、グループ同士の間隔が密にならないよう、あらかじめ着座ポイントを一定間隔で地面に表示する対策を講じる。
- 下記の県立公園等について、感染防止対策を実施した上で開園する。
  - ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

## 6 外出自粛等の要請（法第 24 条第 9 項）

○次の事項を県民に要請する。

### 〔不要不急の外出自粛等〕

- ・感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること
- ・大人数や長時間におよぶ会食を自粛すること
- ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- ・卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見による宴会などを控えること

### 〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
  - ① 飲酒を伴う懇親会等
  - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
  - ③ マスクなしでの会話
  - ④ 狭い空間での共同生活
  - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進  
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避 等  
特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- ・毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談すること
- ・暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿を行うこと

### 〔飲食等〕

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意すること
- ・大声での会話、回し飲みを避けること
- ・会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控え、会話の際は扇子やマスク等により、飛沫を防止すること

### 〔追跡システム・接触確認アプリの利用〕

- ・店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること
- ・国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録すること
- ・特に医療機関関係者、社会福祉施設の職員等に対し、飲食店等を利用する場合には「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること及び「COCOA」を登録すること

## 7 イベントの開催自粛要請等（法第 24 条第 9 項）

○業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。

○全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催

について慎重に判断することを要請する。

- 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 参加者等へ「COCO A」の登録を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

＜開催の目安＞（令和3年3月8日～令和3年3月31日まで）

区分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	100%以内 (※1)	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)
大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%*以内 (※2)	のいずれか大きい方

\*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。

※1 席がない場合は適切な間隔（密が発生しない程度の間隔）を確保

※2 席がない場合は十分な間隔（1m）を確保

## 8 施設の使用制限等（法第24条第9項）

【令和3年3月8日～令和3年3月31日まで】

- 業種別ガイドラインを遵守することを県全域に要請
- 施設管理者に対して、営業時間の短縮を要請  
(施設の種類)

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)
遊興施設	遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)(※)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗(ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く)

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

(区域)

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(内容)

5時～21時の間の営業、11時～20時30分の間の酒類提供

(協力金)

1日あたり4万円/店舗×時短営業日数[負担割合 国80%、県市20%]

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じた場合、時短営業をした日数に応じて支給(但し、定休日は除く)

＜県全域に協力依頼＞

- 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること

## 9 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）等

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- 特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
  - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
  - ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などを推進
  - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組  
ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、  
休憩室、喫煙所、更衣室なども含め、職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）回避の促進、職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除
  - ・県民のテレワークの一層の推進を支援するため、県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を臨時的に5カ所開設（期間：令和3年1月19日～令和3年3月31日、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎）

## 10 事業活動への支援等

### (1) 企業等の事業継続支援

#### ① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・ 融資目標額 1 兆円→1 兆 3 千億円
- ・ 6 つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金(無利子・無保証料)(R2.5.1～R3.5.31)	6,000 万円	当初 3 年間無利子、保証料軽減 限度額引上げ R2.6.22～ 3,000 万円→4,000 万円 R3.1.25～ 4,000 万円→6,000 万円
家賃等つなぎ融資枠	法人：600 万円 個人事業主：300 万円	
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金(R2.6.22～R3.5.31)	5,000 万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料 0.8%を県が全額補助、利率 0.7%
経営活性化資金(R2.3.16～R3.5.31)	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付(R2.3.16～R3.5.31)	2 億 8,000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
危機対応貸付(R2.3.16～R3.6.30)	2 億 8,000 万円	危機関連保証を活用、利率 0.7%
新型コロナウイルス対策貸付(R2.2.25～当面の間実施)	2 億 8,000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・ 信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・ セーフティネット保証 5 号対象外業種(ぱちんこ屋等)について保証対象へ追加
- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・ 金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

#### ② 事業の継続を支える支援措置

##### ア 休業要請事業者経営継続支援事業

- ・ 国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を推進
- ・ 令和 2 年 5 月 7 日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加
- ・ 対象者の創業日要件を R2.3.31 以前まで拡大

【令和 2 年 5 月 6 日までの休業】 給付額：中小法人 100 万円、個人事業主 50 万円  
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人 30 万円、個人 15 万円)

※休業期間に応じて給付額は異なる

【令和 2 年 5 月 7 日以降の休業】 給付額：中小法人 30 万円、個人事業主 15 万円  
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人 10 万円、個人 5 万円)

##### イ 持続化給付金

対象：売上が 50%以上減少した事業者、金額：法人 200 万円、個人事業主 100 万円(上限)  
(受付終了)



## ウ 家賃支援給付金

対象：売上が50%以上減少(又は連続3ヶ月で30%以上減少)した事業者  
金額：法人@100万円×6月、個人@50万円×6月(上限)  
(受付終了)

## エ 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の活用

対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により、売上が50%以上減少した事業者  
金額：法人60万円、個人事業主30万円(上限)

## オ キャンセル料への支援

対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止したにもかかわらず発生した費用  
金額：2500万円(上限)、補助率10/10

## カ 雇用調整助成金の活用

- ・ 特例措置を4月末まで延長
  - a) 助成率引上：大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5(解雇等を行っていない場合は大企業3/4、中小10/10)  
※緊急事態宣言に伴う要請等に協力する飲食店等に対しては、大企業の助成率を最大10/10まで引き上げ
  - b) 助成上限額引上：一人あたり8,330円/日→15,000円/日
  - c) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・ 5～6月は特例を段階的に縮減  
(助成上限額15,000円/日→13,500円/日、中小助成率上限10/10→9/10)  
※以下の企業は6月末まで現行特例措置を延長
  - a) まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等
  - b) 特に業況が悪い事業主(売上が30%以上減少)
- ・ 兵庫労働局助成金デスクによる相談

## キ 産業雇用安定助成金の活用

在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し助成  
a) 助成率：大企業3/4、中小9/10  
b) 助成上限額：12,000円/日(出向元・出向先の計)

## ク 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

- ・ 休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給する。
- ・ 大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

## ケ 小学校休業等対応助成金

- ・ 対象：小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・ 金額：15,000円/日(上限)

## コ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

### ③ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

#### ア 中小企業事業再開支援金

- ・ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援（支給終了）

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20万円	10万円
複数事業所企業	40万円	20万円

#### （参考：国制度）小規模事業者持続化補助金

通常枠	特別枠（コロナ特別対応型）	
販路開拓等の支援	サプライチェーンの毀損への対応	非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備
上限 50万円・補助率 2/3	上限 100万円・補助率 2/3	上限 100万円・補助率 3/4

【事業再開枠】上記に加えて感染防止対策の取組に上乗せ補助：上限 50万円

#### イ 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店お宿応援事業：10万円（定額）、5,000件  
飲食店や宿泊施設等によるテイクアウト・デリバリー等の参入を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模 16億円：県 2/3、市町 1/3）  
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援
- ・地域企業デジタル活用支援事業：300万円（補助率 3/4）、490件  
AI・ロボット等の活用、テレワークの推進等を支援

#### ウ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

### ④ 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

- ・産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	拡充前（～R2.6.17）	拡充後（R2.6.18～）	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 （拠点地区・促進地域）	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4軽減・5年間 （拠点地区1/3軽減・5年間） 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 （拠点地区1/2軽減・5年間） 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

(参考：国制度) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関するサプライチェーンを強靱化

※工場の建物取得費、設備費等を対象

補助率：大企業 1/2～2/3 以内、中小企業等 2/3～3/4 以内、補助上限額：150 億円

⑤ 雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：500 人→1,000 人）

イ 緊急雇用対策職業訓練

離職者等の就職促進のため、IT・資格取得コース等の就職に有利なスキル向上につながる職業訓練を実施（拡充規模：21 コース 400 人→41 コース 800 人）

(2) 観光振興

令和2年6月19日～Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起（県内・近隣府県から徐々に国内遠隔地に拡充）

- ・“ひょうごのお得旅” キャンペーン

区分	事業内容
県内宿泊に使える割引クーポンの配布	2 千円/泊
スキー場周辺地域での宿泊割引支援 (12 月～4 月)	2 千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布 (第1弾7～9月、第2弾10月～4月)	2 千円/宿泊 1 万円以上 1 千円/宿泊 5 千円～1 万円

- ・バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツアーリズムバスの拡充	1 台あたり宿泊 6 万円、 日帰り 3 万円
県特産品付き五国交流バスツアー造成支援	参加者に 2 千円相当の特産品贈呈

- ・ホテル等でのコンベンション開催支援  
会場参加者の規模に応じ補助  
(100～500 人：50 万円 500～1000 人：100 万円 1000 人～：200 万円)
- ・宿泊施設での感染防止対策への支援  
業種別ガイドラインを踏まえた対策を実施する宿泊施設を支援  
(1 施設上限：30 万円、2 施設上限：60 万円)

(3) Go To トラベルキャンペーン

- ・全国において、事業の適用を一時停止

(4) Go To Eat キャンペーン

- プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止
- 販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントの取り扱い  
緊急事態宣言発出を踏まえ、令和3年1月14日から販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかけ[有効期限 3/31→6/30 に延長]

【参考】緊急事態宣言発出前の呼びかけ内容（12/18～1/13）

直近7日間の感染者数が10万人あたり10人を超える地域の販売済みプレミアム付食事券等について、利用の自粛を呼びかけ

- ・時期 Go To トラベルの停止終了日まで
- 飲食時の人数制限等の感染防止対策(下記a)～d))を改めて周知徹底
- a) 食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。
  - ・但し、家族での食事の場合は対象外
  - ・また、乳幼児・子ども、高齢者や障がい者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応は制限しない。
- b) 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分離
- c) 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力できない方には食事券・ポイントの利用を控えてもらう。また、この旨を店頭で周知
- d) 受託事業者は、人数制限についてHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、以下の方法により利用者から同意を取得
  - ・対面販売時：食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨を周知
  - ・WEB申込：要件に同意する旨のチェックボックスを追加

(5) Go To 商店街事業

全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止

【参考】各種 Go To キャンペーン事業について

- ① Go To トラベル事業
  - 宿泊・日帰り代金の1/2相当額を支援(支援上限:宿泊2万円、日帰り1万円)
  - ※旅行代金の割引(35%)
  - 土産店、飲食店等で使用する地域共通クーポン付与(15%)
- ② Go To Eat 事業
  - ア 25%プレミアム上乗せの食事券を発行(購入上限:2万円)
  - イ オンライン飲食店予約サイト経由で予約・来店した消費者にポイントを付与
- ③ Go To 商店街事業
  - 商店街が実施するイベント等を支援(1商店街:300万円)
  - ※広域連携でプロモーション等を実施する場合500万円上乗せ
- ④ Go To イベント事業
  - イベント等のチケット購入代の2割を支援

## (6) 生活福祉資金特例貸付の拡充

新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施するための貸付原資 53,584,000 千円を助成する。

### ○ 貸付要件（新型コロナウイルス感染症による特例貸付）

区分	緊急小口資金	総合支援資金 (通常、緊急小口資金利用後に貸付)
貸付上限額	20万円	20万円/月（2人以上世帯の場合） [貸付対象期間] 原則3ヵ月分(総額 最大60万円)※1 延長3ヵ月分(総額 最大60万円)※2 再貸付3ヵ月分(総額 最大60万円)※3 最大9ヵ月分(総額 最大180万円)
据置期間	1年以内(※4)	1年以内(※4)
償還期限	2年以内	10年以内

緊急小口資金（20万円）、総合支援資金（180万円）とを合わせて最大200万円の貸付が可能

(※1)申請受付期間を令和3年6月末まで延長(令和3年4月～6月の間の新規申請の場合、緊急小口資金(20万円)、総合支援資金(60万円)の最大80万円の貸付が可能)

(※2)延長申請期限は、令和3年6月末まで

(※3)令和3年3月末までに上記両資金の貸付が終了した世帯が対象

(※4)令和4年3月末以前に償還が開始となる貸付は、据置期間を令和4年3月末まで延長。

## (7) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例（収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予）
- ・県民税の寄附金税額控除の特例（行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用）
- ・住宅ローン控除（住民税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和2年度末まで）
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進
- ・個人の県民税・事業税の申告期限の延長（令和3年4月15日まで）

## (8) 特別定額給付金の早期支給

特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

## (9) 農林水産事業者への支援

### ① 資金繰り支援

- ・美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充(当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ)

### ② 事業継続支援

- ・山田錦等酒米生産応援事業（酒米を酒用として販売した価格と酒以外の他用途利用向けに販売した価格差を支援）

- ・ 漁業経営安定対策事業（影響を受けている漁業協同組合に対して、固定経費の一部を支援）〔受付終了〕
  - 【対象要件】 令和2年5～12月において下記のいずれかに該当する漁協
    - (ア) いずれか1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少
    - (イ) 3ヶ月間の売上が連続して前年同月比で30%以上減少
  - 【補助額】
    - 固定経費に対し、月額750千円までの部分の2/3、月額750千円を超え2,250千円の部分の1/3（上限1,000千円/月、6ヶ月分）
- ・ 外食産業インバウンド需要回復支援事業（インバウンド需要の減少により売上が減少した外食事業者に対して、換気設備などの施設整備を支援）〔受付終了〕
  - 【対象経費】
    - (ア) 衛生管理改善設備の導入
    - (イ) 業態転換のための改装
  - 【補助率】 1/2
- ・ 輸出食品製造施設等導入支援事業（輸出先国のニーズの変化や食品衛生規制に対応するために、食品製造業者や流通事業者等が行う設備導入等の取組を支援）〔受付終了〕
  - 【対象経費】
    - (ア) 施設、機器設備費
    - (イ) コンサル費、認証取得費等
  - 【補助率】 1/2

### ③ 需要喚起・販売促進

- ・ 県産農産物、水産物販売促進事業（料理教室や動画配信など、野菜・花き・水産物等のプロモーションを実施）
- ・ 県産ブランド牛肉消費拡大事業（県産ブランド牛肉5,000円の購入毎に「ビーフ1,000円券」を配布）〔配布・利用期間終了〕
- ・ 県産和牛肉等学校給食提供事業（県内小中学校等の給食で、県産牛肉・地鶏・水産物を提供）
- ・ 県産農産物等ECサイト活用販売支援事業（県産農産物等のECサイトへの出店支援）
  - 【対象経費】 ECサイト出品時の初期経費 〔受付終了〕
  - 【補助額】 160千円（補助率1/2）
- ・ 県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米100%を原料にした日本酒2,500円の購入毎に、直売所で使える500円の金券を配布）

## (10) 公共交通事業者への支援

### ① バスにおける感染症防止対策への支援〔受付終了〕

- ・ 社会生活や経済活動を支えるバス事業者に対して、感染防止対策に要する経費を支援
  - 【対象者】 民営バス事業者
  - 【対象経費】 運転席感染防止設備、非接触型体温計（貸切バスのみ）
    - ※国庫補助事業の対象となる経費は対象外
  - 【負担割合】 負担割合 県1/2、事業者1/2
  - 【補助額】 バスの保有台数に応じて補助上限額を設定

## ② 船舶における感染症防止対策への支援

- ・ 社会生活や観光基盤を支える旅客船事業者等に対して、感染防止対策に要する経費を支援
  - 【対象事業者】 旅客船事業者、観光船事業者
    - ※国庫補助事業の対象となる事業者は対象外
  - 【対象経費】 換気設備、サーモグラフィ、非接触型体温計、アクリルボード等
  - 【負担割合】 県内航路：県 1/2 以内、市町 1/4 以内  
県外航路：県 1/3 以内、就航先自治体 1/3 以内
  - 【補助額】 乗船定員に応じて補助上限額を設定

## ③ 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援 [受付終了]

- ・ 車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者に対して、国の実証運行支援期間終了後に引き続き支援
  - 【対象者】 地域鉄道事業者(神戸電鉄、北条鉄道)  
路線バス事業者(19 事業者)
    - ※公営バス、コミュニティバス、貸切(観光)バス、県外高速バスを除く航路事業者(6 事業者) ※生活航路のみ
  - 【対象経費】 車内等の密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)
    - ※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当
  - 【負担割合】 県 1/4、市町 1/4(任意随伴)、事業者 1/2
  - 【補助期間】 2ヶ月間 ※国実施期間(9月以降の2ヶ月間)後を支援

## 11 県としての対応等

### (1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

- 職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。
- 職員の感染防止対策
  - ・ 時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
  - ・ サテライトオフィスの活用
  - ・ テレビ会議システムの活用
  - ・ マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
  - ・ 出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
  - ・ 県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- 市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者7割削減の要請

### (2) 補正予算の実施等

- ・ 国の補正予算等に基づき編成した県の補正予算(令和2年度4月補正、6月補正、7月補正、9月補正、10月補正、12月補正、2月補正)の速やかな実施を図る。

### (3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。(令和2年7月1日付)
  - ・ 健康福祉部に新たに「感染症等対策室(室長：本庁局長級)」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
  - ・ 感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務

- 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。
  - ・健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和3年1月25日付）
- 庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

#### (4) 自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活の悩みや不安を感じておられる県民に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。

（相談窓口一覧 URL:

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html?edit=1&mode=preview>)

## 12 家庭内及び地域内における感染症拡大防止策

家庭内・地域内の感染拡大防止を防ぐため、地域活動を担う婦人会等の地域団体に対し、看護師等の派遣を行い、家庭内における感染症拡大防止策等の知識啓発活動の支援を行う。

[改定年月日]

(令和2年 4月13日改定)  
 (令和2年 4月17日改定)  
 (令和2年 4月24日改定)  
 (令和2年 4月28日改定)  
 (令和2年 5月 4日改定)  
 (令和2年 5月15日改定)  
 (令和2年 5月21日改定)  
 (令和2年 5月26日改定)  
 (令和2年 6月18日改定)  
 (令和2年 7月 9日改定)  
 (令和2年 7月17日改定)  
 (令和2年 7月23日改定)  
 (令和2年 7月29日改定)  
 (令和2年 8月 1日改定)  
 (令和2年 8月28日改定)  
 (令和2年 9月17日改定)  
 (令和2年10月14日改定)  
 (令和2年11月 5日改定)  
 (令和2年11月11日改定)  
 (令和2年11月18日改定)  
 (令和2年11月24日改定)  
 (令和2年12月10日改定)  
 (令和2年12月24日改定)  
 (令和3年 1月 8日改定)  
 (令和3年 1月12日改定)  
 (令和3年 1月22日改定)  
 (令和3年 2月 3日改定)  
 (令和3年 2月22日改定)  
 (令和3年 3月 4日改定)



# 年度末 感染拡大防止の徹底

- 首都圏の緊急事態宣言も解除されますが、県内の感染状況を見ると、この3日間で78、74、76と多数であり、1週間の感染者数が前週比1.7倍と、**感染再拡大の傾向**にあります。
- **変異ウイルス**による感染も増加しつつあります。
- これから、年度末の歓送迎会、謝恩会など**行事の多い時期**です。感染拡大防止を徹底するため、次の取組にご協力ください。

## 県民の皆様へのお願い（家庭、施設等へのウイルス持込み防止）

- **感染が拡大している地域**をはじめ**不要不急の都道府県間の移動**を控えてください。**ガイドラインを遵守していない飲食店、カラオケ店など、リスクのある場所への出入りを自粛**してください。
- **卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見による宴会**などを控えてください。
- 会食は、**同居家族を除き、1グループ4人以内**とし、長時間の飲食は控え、会話の際は、**扇子やマスク等により、飛沫を防止**してください。  
会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても**「人にうつさない」行動**をしてください。
- マスク、手洗い、定期的な換気、周りの人との一定の距離の確保など**3密（密閉、密集、密接）の回避**をお願いします。
- **在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議**などに一層取り組んでください。

## 事業者の皆様へのお願い

- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく、**感染防止策の徹底**をお願いします。特に、CO2センサーの活用など適切な**換気**をお願いします。
- 次の地域の飲食店等は、営業時間の短縮にご協力をお願いします。

期間	令和3年3月8日～ <u>3月31日</u>
地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市
内容	21時までの営業（酒類の提供は20時30分まで）

令和3年3月18日

兵庫県知事

井戸敏三